

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	村松支所庁舎前庭木 剪定業務委託	平成30年11月1日から 平成30年11月30日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材セ ンター 五泉市太田1092番地1	平成30年11月1日	37,000円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41条の規定に基づき設定された予定 価格の制限の範囲内で、かつ最低価 格であったため。
2	村松支所 庁舎前庭木 雪囲い設置及び撤去業 務委託	平成30年11月1日から 平成31年3月29日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材セ ンター 五泉市太田1092番地1	平成30年11月1日	64,000円	見積書の額が五泉市契約事務規則第 41条の規定に基づき設定された予定 価格の制限の範囲内で、かつ最低価 格であったため。